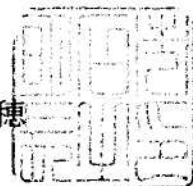


議案第2号

明 都 議 第 2 号
平成29年(2017年)1月26日

明石市都市計画審議会
会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房 穂



東播都市計画道路(3.5.523号 鳥羽中央線ほか1路線)の変更〔明石市決定〕

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

計 画 書

東播都市計画道路の変更（明石市決定）

1. 都市計画道路中 3.5.523 号鳥羽中央線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起点	終点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3.5.523	鳥羽中央 線	明石市 大久保町 松陰	明石市 鳥羽		約 2,990m	地表式	2車線	12m	J R 山陽新 幹線と立体 交差 幹線街路と 平面交差 3 箇所	

2. 都市計画道路中 3.5.524 号中谷山鳥羽新田線を廃止する。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

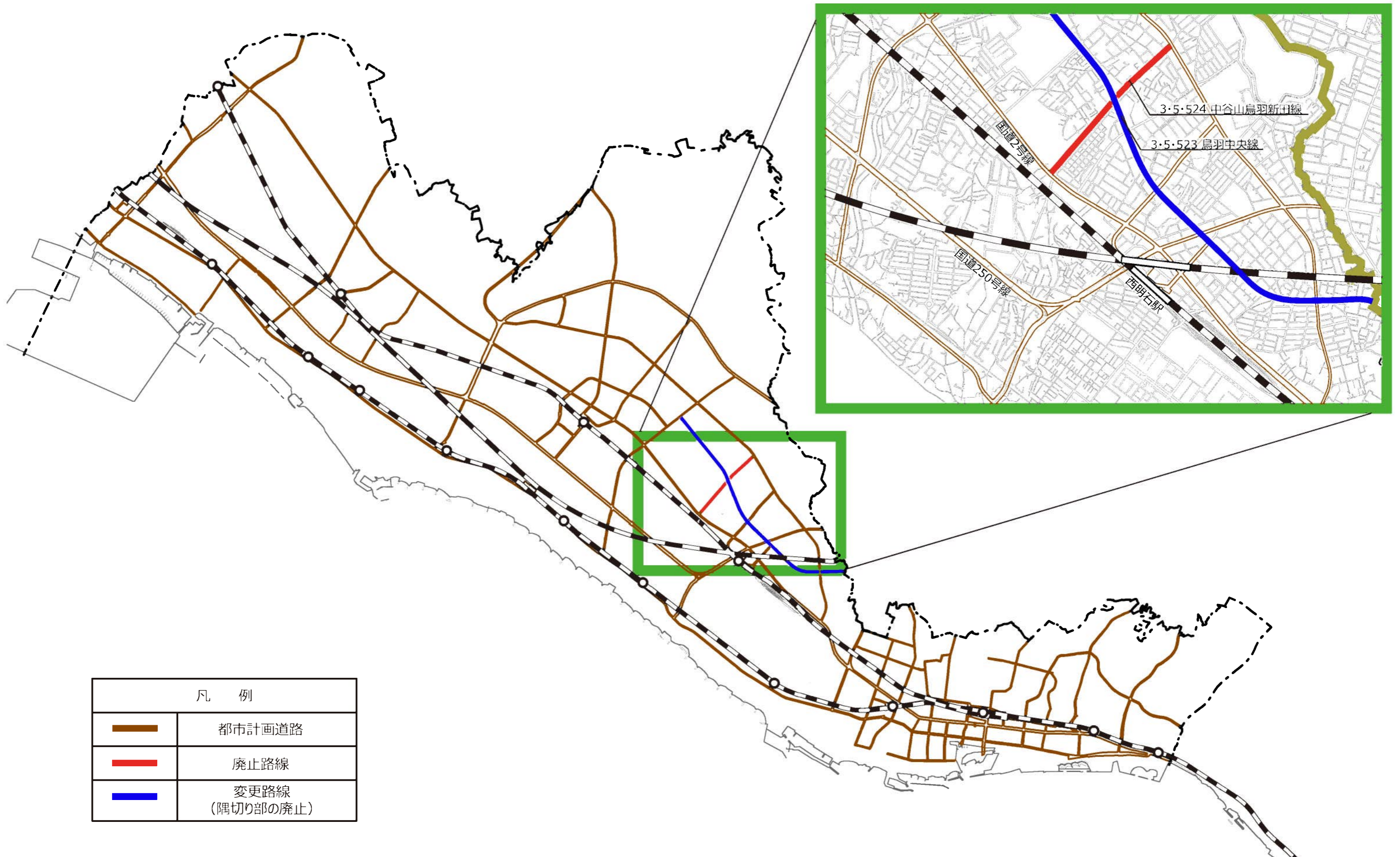
中谷山鳥羽新田線は健全な市街地形成に寄与する南北の幹線街路として、昭和33年に都市計画決定された路線である。東播都市計画西明石土地区画整理事業の一部廃止に伴い、長期未着手の都市計画道路について、社会経済状況の変化を踏まえつつ、土地所有者等に対する不要な権利制限の解除及び透明性をもった選択と集中による効率的な道路整備を進めていくため、地域の交通特性、既成市街地の特性を踏まえた必要性の検証をした結果、周辺市街地形成などの状況から、当該路線に求められている機能が、周辺道路により確保されていることから、中谷山鳥羽新田線を廃止する。

また、鳥羽中央線は健全な市街地形成に寄与する東西の幹線街路として、昭和37年に都市計画決定された路線である。中谷山鳥羽新田線の廃止に伴い、鳥羽中央線の一部区域の変更を行う。

変 更 前 後 対 照 表

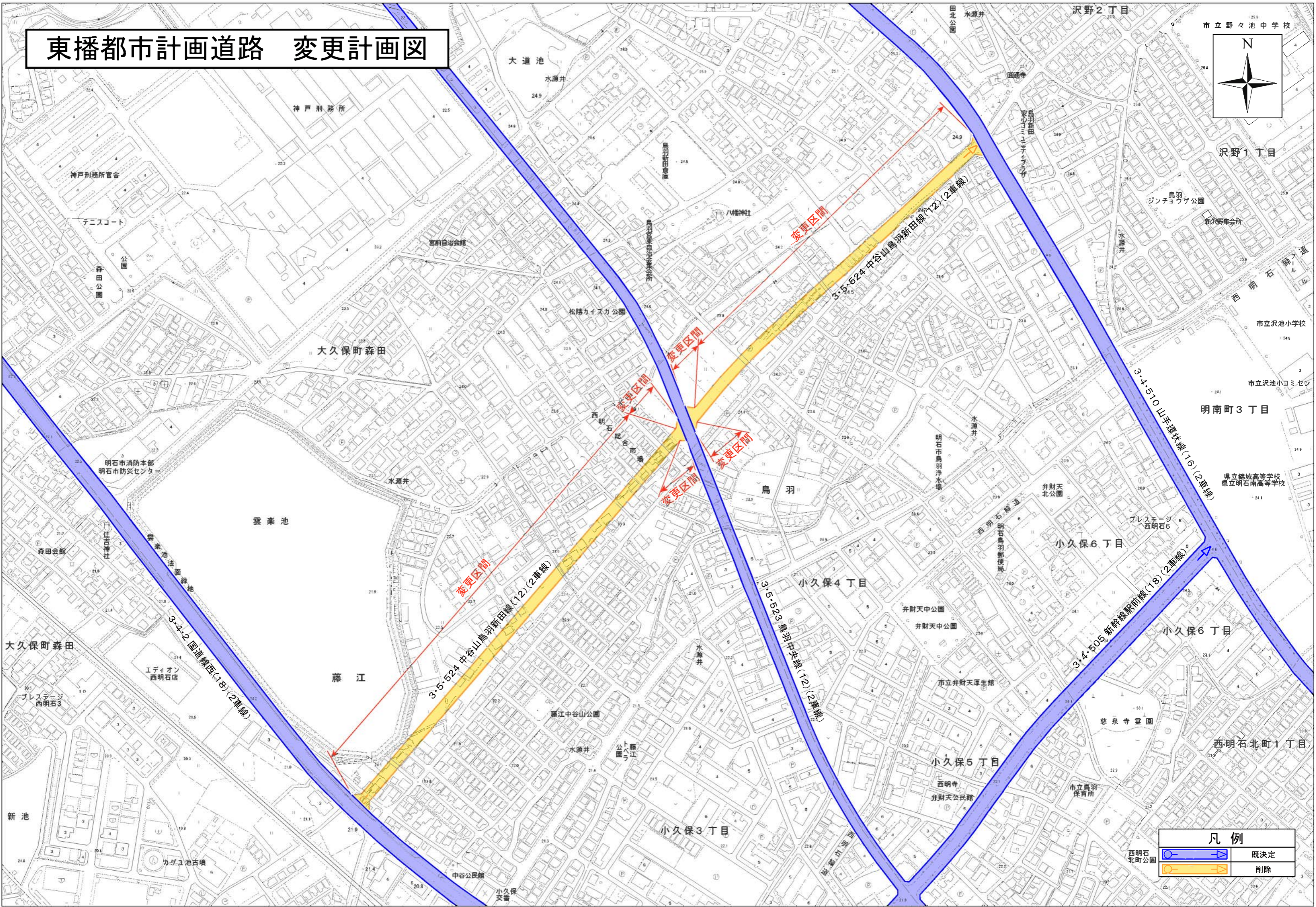
変更前後	種別	名 称		位 置			区 域	構 造			主 要 変更内容
		番 号	路線名	起 点	終 点	主 要 経過地	延 長	構 造 形式	車 線 の 数	幅員	
変更前	幹線街路	3.5.523	鳥羽中央線	明石市 大久保町松陰	明石市 鳥羽		約 2,990m	地表式	2車線	12m	・一部区域の変更
変更後	幹線街路	3.5.523	鳥羽中央線	明石市 大久保町松陰	明石市 鳥羽		約 2,990m	地表式	2車線	12m	
変更前	幹線街路	3.5.524	中谷山 鳥羽新田線	明石市 藤江中谷	明石市 鳥羽中道		約 985m	地表式	2車線	12m	・廃止
変更後											

都市計画道路の変更素案 位置図



凡 例	
	都市計画道路
	廃止路線
	変更路線 (隅切り部の廃止)

東播都市計画道路 変更計画図



0 20 40 80 120 160 200メートル 1:2,500

凡例	
	既定
	削除